ステップ②

(令和3年度)

中期的

な目標

RIA分析

○ 制度改正(平成29年10月)後 のガイドラインでは、特に遵守 費用については、「少なくとも 定量化」することになっている が、現状は以下のとおり

現状及び課題

【事前評価(定量化率)】

- ・遵守費用:18%
- ・行政費用: 9%
- ・効 果:18%

【事後評価(定量化率)】

- ・遵守費用:77%
- 行政費用:29%
- 効 果:63%

(H30年度分点検結果)

EBPM的観点

- 制度改正後のガイドラインでは、課題、原因、非規制手段との比較等について記載することになっているが、これまでは重点点検項目から除外
- 一方で、EBPM が政府方針 として位置付けられ、各行政 機関は、その実践に向け取 組を進めているところ

遵守費用が定量化されていない評価書を中心 に点検

WG: 遵守費用の定量化の状況を把握し、課題を整理(各省ヒアリングを含む。)

EBPM的観点の点検開始

ステップ(1)

(令和2年度)

WG: 点検結果を踏まえたEBPM的観点の浸透方策の検討

制度改正から 5年が経過した 状況を踏まえ た総括

ステップ(3)

(令和4年度)

- 注1 平成29年10月の制度改正後のガイドラインにおける費用及び効果の定量化の位置付けは以下のとおり。
 - ・遵守費用:特別な理由がない限り金銭価値化、少なくとも定量化(定量化は必須)
 - ・行政費用:可能な限り定量化
 - ・効 果:可能な限り定量的に推計
- 2 定量化率については、発生しないと記載されている又は影響の有無が記載されていないもののうち、実際に発生しないと考えられるものを母数から除外して計算している。